

平成27年 6 月12日 開会

平成27年 6 月19日 閉会

(定例第4回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第41号

平成27年第4回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年5月25日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成27年6月12日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

米 澤 睦 雄君

板 井 隆君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

青 砥 日出夫君

細 田 元 教君

石 上 良 夫君

井 田 章 雄君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

な し

平成27年 第4回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成27年6月12日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成27年6月12日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第5号 平成26年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第6号 平成26年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 議案第48号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第49号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第5号 平成26年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第6号 平成26年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 議案第48号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第49号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第2号)

出席議員(14名)

1番 白川立真君 2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君 4番 板井隆君

5番 植田 均君	6番 景山 浩君
7番 杉谷 早苗君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 石上 良夫君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯 清 視君	書記	岩田 典 弘君
		書記	石谷 麻衣子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本 昭 文君	副町長	陶山 清 孝君
教育長	永江 多輝夫君	病院事業管理者	吉原 賢 郎君
総務課長	加藤 晃君	行財政改革推進室長	三輪 祐 子君
企画政策課長	上川 元 張君	防災監	種 茂 美君
税務課長	伊藤 真君	町民生活課長	山根 修 子君
教育次長	板持 照 明君	総務・学校教育課長	清水 達 人君
病院事務部長	中前 三紀夫君	健康福祉課長	山口 俊 司君
福祉事務所長	頼田 光 正君	建設課長	芝田 卓 巳君
上下水道課長	仲田 磨理子君	産業課長	頼田 泰 史君
監査委員	須山 啓 己君		

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） それでは、6月議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成27年6月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

国においては現在、第189回国会が開催されており、集団的自衛権の行使などを可能にする

安全保障関連11法案が審議されています。従来の解釈によれば国際法上、集団的自衛権は国家として所有しているが、その行使は憲法9条等により制限されているとの見解でした。それとは異なる考え方、解釈がなされようとしています。また、最近の世論調査でも法案の内容説明が十分になされていないと思う人が80%に達しており、十分な説明がなされているのは14%にとどまっています。今後の国会審議などを通じ、十分な論議が行われ、日本にとって真に大切なことは何かを考えていただくことを望みます。

さて、これから梅雨の季節になります。この季節は私たちにとって恵みの雨をもたらしますが、災害に対しても考え、対応すべき季節であります。一昨年7月15日は、山陰地方は大雨となり、我が町でも大きな被害がありました。常日ごろから備えの大切さを肝に銘じておかなければなりません。

さて、本定例議会におきましては、町政にとって重要な議案について御審議いただく予定としております。

諸議案の内容につきましては町長から説明がございます。町民の要望に応えるべく提出されています諸議案に対し、慎重な審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 6月定例議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、日ごろ議員活動を通じまして町政の推進に何かとお力添えをいただいております。厚くお礼を申し上げます。おかげさまで3月定例会以降、今日まで町政は順調に進んでおるといように御報告を申し上げます。特にこの3カ月間は、かつてないほど非常にいいことが数多くありまして、国のほうから無償貸付制度で消防ポンプ車を無償でいただくというようなことに始まりまして、非常に数多くいいことがたくさんあって27年度はいいスタートが切れたと、このように思っております。こういう流れを大切にこの1年間、頑張っていきたいというように思っております。

さて、この間、3月9日に協同組合レングスのほうで火災が発生いたしました。おがくずに集じん機から火が入ってフィルターが燃えたということですが、大きなことなく類焼もなし、けが人もなく喜んでおります。5月の11日に倭西で草火災が発生をしたということでございますが、これも類焼なし、けが人もなしということで終わっております。

5月末の人口でございますけれども、1万1,336人で31人の減少ということで、相変わ

らず減少傾向には歯どめがかからんという状況でございます。この間、出生が15人、お亡くなりになった方が49人ということでございます。それぞれの皆様の健やかな御成長と、そして御冥福を心からお祈りを申し上げます次第でございます。

本定例会におきましては、南部町の27年度一般会計補正予算ほか、国民健康保険税条例の一部改正といったことで2議案提案をさせていただいております。いつもと違って少し少ないわけですが、重要な議案でございます。慎重御審議をいただきまして御賛同いただき、御承認をいただきますようによろしくお祈りを申し上げます、御挨拶にかえます。

午後1時00分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成27年第4回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

3番、米澤睦雄君、4番、板井隆君。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、8日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 行政報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より報告を受けます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 行政報告を行います。

まず最初に、町内原工業団地に進出しておりますNOK株式会社は、国内市場向け防振ゴムに伴う鋳物を日本での生産に切りかえることになりまして、原工業団地内のNOK株式会社鳥取事業場に鋳物を生産するための設備などを導入し、早ければ来年の末には試験操業を行う運びとなりました。現状では用地が不足していることから、本町では鳥取県工業団地再整備事業補助金を活用し、工業隣接の2つの池を埋め立て、造成し、企業を支援することといたしました。関連予算は5月18日開催の臨時議会で議決をいただいたところでございます。

加えて、該当の2つの池は以前より地元から大雨などの災害時には崩壊の危険性があり、町としての対応を要望されていたものでございます。この事業により工業団地の再整備という企業支援の側面と危険ため池の除去による住民の安心・安全の確保といった側面により、相乗効果を生み出すものでございます。

今回のNOK株式会社の投資予定金額は約50億円以上と聞いており、新規雇用については今のところ未定ですが、100名以上にはなるのではないかと期待しているところでございます。地方創生で地域の雇用を創設し、移住定住を進めて人口減少に歯どめをかけなければなりません。まことにさい先のよいお話とうれしく思っているところでございます。

次に、南部町は6月1日、電波の日・情報通信月間に広島市において、総務省中国通信局長から表彰を受賞しました。総務省では毎年、電波の日・情報通信月間記念式典を開催し、電波利用・情報通信の発展に貢献し、その功績が顕著であった個人及び団体に対し、中国総合通信局長が表彰を行っております。

平成26年度は、総務省が行うICTまちづくり推進事業における南部町のスマートライフ、なんぶスマートライフ・プロジェクトの取り組みなど、情報通信の発展に功労があったとして中国総合通信局長表彰を受けました。このプロジェクトは、本年2月に1カ月間、模擬マイナンバーカードを使って高齢者の健康情報管理や子供の通学情報管理などの実証実験を行ったのですが、御協力をいただきました町民の皆様、小学校の児童の皆様など、関係者の皆様がこの場をかりて厚くお礼を申し上げます。

次に、南部町は、6月1日から無料職業紹介を行う南部町地域しごと支援センターを企画政策課内に設置いたしました。これはハローワークに2年間、職員派遣を行い、研修を積んできました。

たが、その知識や経験を生かして厚生労働大臣に届け出て開設したものです。

9月からはハローワークで検索する求職情報も身近な役場窓口で見ることができるようになりますし、懇切丁寧に就職のお世話をするスタッフもそろえております。現在、町内15の企業などから63人の求人があり、早速、数名の方のあっせんも行っているところでございます。どうぞお気軽に御利用をいただきますように御紹介を申し上げます。以上、行政報告といたします。

日程第5 諸般の報告

○議長（秦 伊知郎君） 次に、日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告をいたします。

西部町村議長会臨時総会についてであります。西部町村議長会臨時総会連絡会議は、5月23日に開催されました。

日野町議長、小谷博徳議長の紹介、県町村議長会役員候補の選任、これは副会長に日吉津村の議長、橋井君を推薦いたしております。正副議長・局長研修会、7月の24日に開催されます。行政調査研修会、これは西部議長会の行政調査であります。8月25日から27日の期間で開催されます。自治功労者表彰並びに議員研修会、9月1日、伯耆町で開催されます。等についての検討、確認がなされました。

また、本会分担金の引き上げについての説明がありました。引き上げの理由と金額、分担金の割合、総会での対応等、話し合いましたが、十分な結論を得るに至りませんでした。県総会までに事務局で少し内容の検討をとしてあります。

次に、全国町村議会議長・副議長研修会。5月26日から27日の2日間、東京中野サンプラザホールで開催され、杉谷副議長とともに出席をいたしました。

26日は、これは帝京大学教授であります内貴滋氏による「地方自治の母国に負けない我が国の町村議会」と題した講演がありました。また、「これからの町村議会を考える」とのシンポジウムでは5名のパネリストの1人として日南町議会議長、村上正広氏が登壇されておりました。

27日は、これは関西大学教授であります。白川真澄氏による「日本の健康の鍵は”農山・漁村”が握る」と、これは読売新聞東京本社編集委員であります青山彰久氏による「地方創生と政治・経済の展望～試される地方自治、問われる首長と議会～」との講演がありました。地方自治、地方創生についてのそれぞれの立場での指摘、切り口、充実した研修会でありました。

なお、資料は事務局に閲覧できるようにしてあります。

最後に、鳥取県町村議会議長定期総会。平成27年鳥取県町村議会議長会定期総会が6月3日

に開催されました。

議事は、総会議長の選挙、会期の決定、会務報告、平成26年度一般会計歳入歳出決算の認定について、役員選挙についてであります。

一般会計の歳入は2,139万6,829円、歳出は2,003万9,897円でありました。

役員選挙では、投票による選出方法ではなく、指名推薦方法で決すると決定し、会長に湯梨浜町議会議長、光井哲治君、副会長、日吉津村議会議長、橋井満義君、幹事として岩美町議会議長、船木祥一君、日南町議会議長、村上正広君が決定しております。

なお、本会分担金の引き上げについてであります。役員会で協議された結果が報告されましたが、議案として提案されていませんので、資料としての報告にとどめます。これも事務局に閲覧するようにしてありますので、よろしくお願いいたします。

次に、南部町議会「住民の声をきく会」について、議会改革調査特別委員長、景山浩君からの説明を求めます。

景山浩君。

○議会改革調査特別委員会委員長（景山 浩君） 議会改革調査特別委員長です。南部町議会では、去る5月19日から6月9日の間に住民の声をきく会を7つの地域振興区単位で開催いたしました。7地区合わせて延べ76人の皆様に御参加いただきました。夕刻の大変お出かけにくい時間に御参加いただきました皆様方には心から御礼申し上げます。

この会は、過去2回の議会報告会実施の総括を踏まえて、各地区で抱える地域課題を初めとして、南部町議会や町行政に対する意見等を広く地域住民の皆様から直接伺うことで、議員個人や議会全体としての今後の活動、意思決定の参考とすることを目的に開催したものでございます。

子育てや福祉、インフラ整備や農業問題、人口減少を踏まえた町の将来像など、さまざまな問い合わせをいただき、議会議員として私たちが担っている重責を改めて実感させられる思いがいたしました。今回いただきました貴重な御意見、御提案を町政に反映させるべく、そして回答を求められている案件につきましては、できるだけ議会全体としての御回答を明示すべく、委員会としての検討を進めてまいりたいと考えておりますことを申し上げ、委員会報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。

日程第6 報告第5号

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、日程第6、報告第5号、平成26年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。報告第5号、平成26年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり平成26年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものでございます。

はぐっていただきまして、一覧表のほうをつけております。

事業のほうは、ここに記載のとおり18事業でございます。金額、翌年度繰越額、それからその財源になりますが、そこにつきましては記載のとおりでございます。合計いたしまして、翌年度繰越額が1億312万6,527円。その内訳でございますが、財源内訳でございますが、既収入特定財源といたしまして5,661万4,207円、未収入特定財源といたしまして2,206万1,000円、一般財源といたしまして2,445万1,320円でございます。既収入特定財源につきましては、地方創生の関係で補助金を概算払いでいただいておりますので、それを充てるものでございます。未収入特定財源につきましては、ここにございます県の支出金、あるいは地方債のほうが予定されてる金額でございます。以上でございますので、報告いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で報告第5号、平成26年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第7 報告第6号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、報告第6号、平成26年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。報告第6号、平成26年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書について御報告いたします。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、次のとおり平成26年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書を議会に報告する。

はぐっていただきまして、継続費の繰越計算書でございます。

平成24年度から実施しております統合事業でございます継続事業の繰越計算書の報告です。事業名といたしましては、上水道拡張工事（朝金～落合送水事業）でございます。継続費の総額

5億3,559万2,000円。そのうち平成26年度継続費の予算現額、予算計上額が9,728万3,000円、前年度までの通次繰越額1,007万6,252円、合計いたしまして1億735万9,252円の予算でございます。平成26年度に支払い義務が発生しました額が9,380万3,720円、残額といたしまして1,355万5,532円、この金額を翌年度の通次繰越額とするものでございます。以上、御報告いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で報告第6号、平成26年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書についてを終わります。

日程第8 議案第48号 から 日程第9 議案第49号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第8、議案第48号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について及び日程第9、議案第49号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第2号）を一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第48号及び日程第9、議案第49号を一括して説明を受けます。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第48号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この議案第48号は、平成27年度の南部町における国民健康保険税の税率を定めるため、条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては税務課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。それでは、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正は、平成27年度の基礎課税額、後期高齢者支援金課税額、介護納付金課税額の税率及び額の改正でございます。若干、これまでの経過を御説明いたします。

平成25年度に税率及び額を改正してから丸2年が経過いたしました。国保会計における保険給付費は、いわゆる診療費は徐々にふえております。そして、基金は平成23年度末には1億8

00万円ありましたが、財源不足から取り崩しを行い、平成24年度末には約5,500万円に減り、平成26年度には4,600万円を取り崩し、国保基金残高は平成26年度決算でゼロ円となる見込みでございます。このたびの税率及び額の改正においては、平成27年度の歳出予算見込みから国、県などの歳入見込みを差し引いて不足分を皆様に税で負担していただくよう、お願いするものでございます。御理解をいただきますようお願いいたします。

では、お手元でございます新旧対照表によって御説明いたしたいと思っております。1ページ目をお開きください。

3条から5条の2までは基礎課税の所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の税率及び額の減額改正となっております。第3条は、基礎課税額の所得割額を100分の5.42から100分の5.28に、第4条では、資産割額を100分の23.40から100分の23.35に、第5条では、被保険者均等割額を1人について1万9,700円から1万9,400円に。5条の2第1項第1号は、ここで2ページに移ります。世帯別平等割額で、特定世帯及び特定継続世帯以外のを1万5,300円から1万3,600円に改正します。同項第2号では、特定世帯を7,650円から6,800円に、同項第3号は、特定継続世帯を1万1,475円から1万200円に改正するものでございます。

次に、第6条から第7条の3は、後期高齢者支援金等課税額の所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割の税率及び額の増額の改正でございます。第6条は、所得割の税率を100分の2.72から100分の3.57に、第7条では、資産割の税率を100分の11.80から100分の15.84に、第7条の2は、均等割額を1人当たり1万100円から1万3,100円に、第7条の3は、世帯別平等割額を、いわゆる一般世帯を7,300円から9,200円に、そして、特定世帯を3,650円から4,600円に、特定継続世帯を5,475円から6,900円とするものです。

次に、3ページでございます。8条から9条の3は、介護納付金課税額の所得割、資産割、被保険者均等割及び世帯別平等割の税率及び額の増額の改正でございます。第8条は、所得割の税率を100分の1.97から100分の2.35に、第9条では、資産割の税率を100分の10.98から100分の14.13に、第9条の2は、均等割額を1人当たり1万200円から1万600円に、第9条の3は、世帯平等割額を、5,200円を5,500円とするものです。

23条は、国保税から減ずる額を規定しております。第1号は、7割軽減についての改正でございます。

4ページに移ります。第2号は、5割軽減についての改正です。第3号は、2割軽減について

の改正です。

次に、議案書に移ります。よろしいでしょうか。議案書のほう、3ページをごらんください。附則といたしまして、1の施行日として、この条例は、公布の日から施行する。2の経過措置として、この条例による改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

では、説明を終わります。御審議方、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

.....
議案第49号

平成27年度南部町一般会計補正予算（第2号）

平成27年度南部町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,161千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,058,041千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月12日

南部町長 坂本昭文

平成27年6月 日

決 南部町議会議長 秦 伊知郎

.....
7ページのほうにお移りください。まず、歳出側から御説明いたします。主なものを説明させていただきます。2款1項7目財産管理費でございます。236万6,000円を増額いたしまして、1億2,155万円とするものでございます。主なものといたしまして委託料でございますが、固定資産台帳作成事業ということで、現在の財産台帳のほうを公会計の実施に関係しまして、固定資産台帳のほうにつくり直すというような形で予算をいたしております。

それから、9目の企画費でございます。397万3,000円を増額いたしまして、4億3,339万2,000円とするものでございます。主なものといたしまして鳥取県西部地域企業立地促進事業でございますが、これは西部地区に進出しております企業に採用された方につきまし

て、1名当たり30万円を支給するものでございます。これは企業のほうに支給するものでございます。5人分のほう、150万円を計上いたしております。それから、南部町イメージ戦略事業でございますが、現在、ワークショップ等をしてしておりますが、その回数の増加ということを見込んでおまして、197万6,000円をお願いするものでございます。

それから、10目地域自治振興費でございます。1,500万円を増額いたしまして、8,505万2,000円とするものでございます。これはコミュニティ助成事業ということで、上鴨の地区公民館のほう事業採択となりましたので、これに要します金額1,500万円を補正するものでございます。

13目諸費でございますが、233万5,000円を増額いたしまして、647万6,000円とするものでございます。これは償還金ということで26年度の臨時福祉給付金の実績によりまして返還金が生じたので、これを補正するものでございます。

次に、2款3項1目戸籍住民登録費でございます。519万6,000円を増額いたしまして、4,182万9,000円とするものでございます。主なものといたしまして個人番号カード交付事業564万7,000円を計上しております。これは10月から事業実施となるために、その経費を補正するものでございます。それに関係しまして上のほうになりますが、住民基本台帳ネットワーク事業ということでこの事業が不要となりますので、45万1,000円を減額しております。

それから、8ページのほうに移っていただきまして、3款1項1目社会福祉総務費でございます。149万7,000円を増額いたしまして、3億4,349万8,000円とするものでございます。これは臨時福祉給付金事業ということですが、ことしの事業の制度が昨年ちょっと変わりました、対象者が当初予算の計上のときよりもふえました関係で、その分を増額させていただくものでございます。

それから、3款2項7目子育て支援費でございます。1万8,000円の増額で、4,366万2,000円としております。これは事業の関係、子育て包括支援センター（ネウボラ）の関係でございますが、雇用する職員形態がちょっと変わりました関係で、報酬のほうから賃金のほうに組み替えさせていただくものでございます。

それから次、9ページでございますが、5款1項4目農業施設費でございます。51万4,000円を減額いたしまして、6,203万6,000円とするものでございます。これは当初予算のほうにお願いしておりましたオートキャンプ場の施設管理事業のほうで屋外のシンクのほうを修繕するようにしておりました。この分を、ちょっと修繕方法を変えた関係で減額が生じたも

のと、バンガローのほうの管理事業のほうでエアコンを、2棟を予定しておったんですけども、このたび全ての棟のエアコンを更新したいということで計上しております。その相差が51万4,000円の減額ということでございます。

5目の農業振興費でございます。334万5,000円を増額いたしまして、1億8,828万9,000円とするものでございます。集落営農体制強化支援事業ということで、2団体のほうで機械整備等を行うものでございます。これが270万円でございます。

それから、下段のほうになります。8目畜産業費でございます。268万8,000円を増額いたしまして、287万2,000円とするものでございます。鳥取和牛振興総合対策事業ということで、繁殖和牛を増頭する方に対しまして補助をするものでございます。ことしは、今回は牛舎のほうの増築ということで予算のほうを計上いたしておるところでございます。

次ページの7款5項1目公園管理費でございます。199万4,000円を増額いたしまして、2,993万7,000円とするものでございます。これは公園管理事業ということで、カントリーパークの照明の関係、あるいは散水用ポンプのほうの故障というのがございますので、その分で修繕費、それから備品購入費ということで、利用者の利便向上ということでピッチングマシンのほうを購入しようと考えておりました。その予算を計上させていただいております。

それから、8款1項3目災害対策費でございます。3,034万4,000円を増額いたしまして、3,770万4,000円とするものでございます。まず、災害対策事業のほうでございますが、当初予算のほうで非常時の照明器具のほうを需用費のほうに組んでおりましたが、備品購入ということで組み替えをさせていただいております。それから次に、防災拠点等への再生可能エネルギー等導入事業ということで、西伯病院のほうに太陽光発電と蓄電池のほうを整備するものでございます。災害時のいろんな拠点となります施設に対しまして再生可能エネルギーを使った、そういう緊急対応を行うということでございます。

それから、9款4項5目図書館費でございます。267万4,000円を増額いたしまして、4,423万7,000円とするものでございます。これは図書館施設管理等運営事業ということでございますが、図書館システムの更新の関係で、その更新の予算を計上させてもらうものでございます。

はぐっていただきまして、11ページでございます。10款1項1目農地災害復旧費でございます。270万円を増額いたしまして、270万2,000円とするものでございます。これは過年度農地災害復旧事業ということで26年度の繰り越し事業としておりましたが、県の事業が県の河川の改修が終わらないと事業に取りかかれないということで、昨年度実施ができませんで

した。そのために今年度新たに再度、過年度災害ということで計上するものでございます。

5 ページのほうにお戻りください。歳入のほうを御説明いたします。12 款 2 項 2 目民生費負担金でございます。452 万 8,000 円を減額いたしまして、5,067 万円とするものでございます。これは第 3 子の保育料の無償化ということで、現年度分の保育料のほうが増加する見込みでございますので、その減額を計上していただくものでございます。

14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 415 万円を増額いたしまして、1,143 万 1,000 円とするものでございます。これは個人番号カードの事業が 10 月から始まりますので、その分の補助金でございます。

2 目の民生費国庫補助金でございますが、85 万 9,000 円を増額いたしまして、4,203 万 9,000 円とするものでございます。一つに増額といたしまして臨時福祉給付金の事業の補助金、それから保育緊急確保事業補助金、これは先ほどのネウボラの関係で、雇用形態が変わるということになりました関係で事業名が変わりまして、保育緊急事業補助金のほうで対応すると。そのかわり母子保健医療対策等総合支援事業補助金というのがありますが、これ 130 万 4,000 円を減額しますが、これが従来の当たっていた補助金ということになります。それから、生活保護費のほうでセーフティネット支援対策事業ということで、11 万円の減額をしております。

それから、15 款 2 項 2 目民生費補助金でございます。852 万 1,000 円を増額いたしまして、8,887 万 2,000 円とするものでございます。主なものといたしまして第 3 子以降の保育料無償化制度の関係で、補助金のほうが 762 万 5,000 円。それに伴いまして、従来行っておりました第 3 子保育料軽減の子育て支援事業補助金のほうは減額の 55 万 3,000 円でございます。あと、保育園、すみれこども園の鳥取方式の芝生化促進事業ということで、67 万 3,000 円のほうを計上させていただいております。

4 目の農林水産業費県補助金でございます。335 万 4,000 円を増額いたしまして、2 億 4,807 万 9,000 円とするものでございます。主なものといたしまして集落営農体制強化支援事業補助金ということで、先ほど申しました 2 団体に対します機械整備のほうの補助金、それから鳥取和牛振興総合対策事業費補助金ということで、繁殖和牛の増頭される方に対します補助金のほうを計上していただくところでございます。

8 目の災害復旧費補助金でございます。258 万 9,000 円を増額いたしまして、259 万 2,000 円とするものでございます。これは過年度農地災害のほうの復旧事業ということで、昨年繰り越しておりました事業を新たなものとして、過年度災害として対応するものでございます。

その補助金でございます。

19款1項1目繰越金でございますが、今回の歳入歳出の関係の相差を埋めるということで、繰越金のほうを充てさせていただいております。1,467万3,000円を増額いたしまして、2,967万3,000円とするものでございます。

20款5項5目雑入でございますが、4,554万3,000円を増額いたしまして、1億1,604万6,000円とするものでございます。コミュニティ助成事業助成金ということで上鴨公民館のほうの補助金の関係が1,500万円、それから防災拠点等への再生可能エネルギー導入推進事業補助金ということで、西伯病院のほうに太陽光と蓄電池のほうを導入するということで、3,034万3,000円が主なものでございます。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑は会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみにて簡明に行ってください。

なお、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑のみをお願いいたします。

それでは、議案第48号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についての質疑はありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） まず初めに、今回提案されております税率改正ですが、国民健康保険の被保険者にかかわる所得額割は全体として減額となっています。そして、被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課税額の所得割関係が増額、そして介護納付金課税被保険者に係る資産割など、これらが全体として増ですね。これらを全体としてそのように構成をされた理由ですね、その点、説明をよろしくお願いします。

それから、今回、国が、国保財政が全国的に負担が重いという情勢の中で、27年度におきましては1,700億円の支援金を支出することになりましたが、これは全額が国の支出ではないというふうに把握しているんですが、国の出し分はこの1,700億円のうち2分の1、そしてそれ以外の半分に対して地方負担分が、都道府県が4分の1、市町村が4分の1、これが1,700億の財源の内訳だと思いますが、この認識は間違っていないかということと、それから町長は、全協の中で1,700億を、これが27年度分ですけれども、都道府県一本化にする方針、法律が制定されたということですが、これまで各都道府県や市町村が一般財源を投入して国保税の軽減をしてきた。これに対しては、地方に対してはペナルティーがあるというのがどうも実際

のようですが、こういう現状をまず見て、国は都道府県や市町村の一般財源の投入に対してペナルティーを科すような現状について町長はどのようにお考えかということと、それから今、南部町の国保会計において子供たちの特別医療を上乗せでやっていることに対して現在も交付税が減額されてる現状があるようです。その実態があるのか、そして国保税の減額措置が今現在、どの程度やられているのかということについて説明をお願いいたします。

それから、今回、いろいろなモデルの試算をしていただきまして、20のモデルを計算していただいて、その資料をいただいておりますが、この国保世帯で全体的に見て世帯収入に対して年税額がわかっているわけですが、この負担率が計算してありますけれども、これは収入に対して国保の年税額が計算してありますが、高いところで見ますと12.6%が一番多いんでしょうか。こういう国保の負担率の現状について、大変この国保負担が住民生活、国保加入世帯の生活を圧迫してる、こういう厳しい圧迫の状況があるということについて町長の認識を伺います。よろしくをお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどの御質問に簡単にお答えさせていただきたいと思いますが、国保の財政支援を拡充するということで、平成27年度から順次実施して、29年度以降、毎年約3,400億円を投入していこうということが言われております。公費の約3,400億円と申しますが、現在の国保の保険料総額約3兆円の1割を超える規模と言われております。被保険者1人当たりいたしますと、大体約1万円の財政改善効果があるというふうに言われております。その公費拡充の主な内容としましては、低所得者が多い自治体に対しましての財政支援の拡充、これは27年度から約1,700億円を、消費税を財源として活用していくというふうに言われておりました。それから、子供の多い自治体ですとか医療費の適正化に積極的に取り組む自治体への財政支援の強化といたしまして、29年度からになります。全面総報酬制割ということの制度を取り入れていくということで、国費約2,400億円のうちの約1,700億円を投入するというような計画で今、国のほうで考えておられるということでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まず、定められた以外のことをして国のペナルティーがあるかないかということについての私の認識なんですけれども、以前は応能割と応益割を大体50%、50%ぐらいで徴収しなさいという指導がございました。これを大きく外れると調整交付金によってペナルティーがあるというぐあいに聞いておりました。ちょうど今、どうなって

いるのかわかりませんし、それから南部町は大体50、50ですと来ておりますので、ペナルティーを受けたことはないのではないかと考えております。

それから、一般会計の繰り入れについては、禁止規定はないというぐあいに承知しております。禁止規定はない。新しく変わった法律でも一般会計からの繰り入れを禁止するというようなわざわざ書いた禁止規定はないように承知しております。

それから、特別医療で減がどんどん拡大していけばペナルティーがあるのではないかとということですが、これはペナルティーがあるように聞いております。調整交付金などでペナルティーを受けるということでございます。

それから、国保の負担率が高いと、町長の認識はどうかということですが、確かに国保は特に加入の方が自営業の方とか失業中の方とか、そういう方が御加入になる、高齢の方が加入になるというような実態になっておまして、そういう人の所得から見ますと、相対的に国保税というものは高い印象をお持ちではないかというように思って、そこについては同感でございます。ただ、医療費がどんどん上がっていくということでございます。

医療費に合わせて南部町の水準がどの程度なのかということでございますけれども、県下で医療費が一番高いのが日南町であります。南部町は2番目であります。医療費が2番目に高い。保険料は、保険税ですね、これは下から6番目に安いわけです。ですから、そのギャップが従来あった基金などを取り崩して被保険者の皆様にできるだけ影響がないように取り組んできた結果だというぐあいに御理解をいただきたいと思えます。医療費は上から2番目に高い、保険料は、保険税は下から6番目に安いということでございますので、御理解をいただけるのではないかと思います。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 答弁いただいていないのがまず1つありまして、ことしの27年度の1,700億円の国と県と市町村の負担比率について国が2分の1、県、市町村がそれぞれ4分の1という財源構成は、そういう認識で正しいのかということについて改めて伺います。

それから、この国保税が南部町の現状で負担感が高いというのは町長と認識を一致したわけですが、結局、南部町では一般財源を投入していないわけですから、現在、国保税に関してはですね。この国保税軽減のために一般財源を投入することによってペナルティーはないということが町長の答弁でわかりましたけれども……（「禁止規定がない」と呼ぶ者あり）ですから、ペナルティーがないということです。（「いや、違う、違う」と呼ぶ者あり）じゃあ、その辺を正確にもう一度、後でお願いします。禁止がなくてもペナルティーはあるんですね、どうもその

ようですが。

全国では住民の負担を軽減するためにいろんな努力がされておまして、今回の1,700億円の財源を活用して北海道の北見市の例ですけれども、1人当たり1万円の引き下げをしておられます。私は、南部町の経済状況を考えたときに、またまた今回値上げの提案ですけれども、こういうことをしたらますます住民の生活が圧迫されるというのは目に見えていると思うんですけれども、一般財源を国に対して禁止規定がないならば、ペナルティーもやめろということを書いていくべきだと思うんですが、その点を再度よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどの植田議員の御質問の1,700億円の負担割合のことですけれども、今、ちょうど手持ち資料がございまして大変失礼して申しわけないんですが、委員会で説明させていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 植田議員、よろしいですね。（「その点は」と呼ぶ者あり）

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。一般会計からの国保会計への繰り出しについて禁止規定がないということを申し上げましたが、ペナルティーがないということは言うておりません。いわゆる予算書でも御案内のとおり、調整交付金というのがあります。これは県が持っております調整交付金と、それから国が持っている調整交付金があるわけでございますけれども、この調整交付金で私は調整を受けるのではないかと考えております。具体的にはどうか分かりませんが、調整交付金において調整される部分があるのではないかとこのように受けとめております。そうしませんと、真面目にやったところとそうでないところとは、全く同じではきつけないというのが働くのではないかとこのように思っております。

それから、全国的にはそういう一般会計からの支援というものがどんどんどんどんもうやれんやになって積み上がって、結局、国も3,400億円の税を投入するということになったわけですから、そういう意味では一定の、そういう方面の皆さんからいけば成果があったのかもわかりません。

しかし、一方では、やっぱり保険という被用者保険の中で国保は特別なことになっておりますけれども、他の被用者保険に入っておられる方の税を使ってそこへ投入するということですから、これはモラルハザードが起きる。そういうことを許容しながら、やむを得ずやってこられたのではないと思うわけですが、南部町はそういうことは行ってこなかった。そのかわり保健事業だとか、そういう部分でしっかり取り組んで被保険者の方の支援を行っておるといふぐあい

に御理解いただいたらいかがでしょうか。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 最初の1,700億の効果について、国は国保税の1人当たり1万円の引き下げの効果に当たる財源を保障したという課長の答弁でしたよね。南部町は今回、全協で説明された答弁ですけれども、南部町に対してこの1,700億円でどんだけの効果があるのかと聞きましたら、基盤安定で差し引き600万円でしたかね、増額の効果があるだろうと。国が1人当たり1万円の引き下げの減額の効果があると言っているのに、大変この南部町に対して、被保険者に対して1万円の効果が出てなくてはつじつまが合わない、説明がつかないのではないと思うんですが、なぜそういうことになってるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。先ほど植田議員の質問とあわせて最初に質問されました医療分、後期高齢者支援分、介護納付分というところで、なぜ医療分は減額で、その他は増額になっているのかというところですけども、まず地方税法の第703条の4が根拠になって、それぞれで計算するように規定されております。これが根拠で全協でも御説明いたしましたように、それぞれの必要額を算定して、27年度分を算定して率を被保険者の状況から税率を出していったということで医療分は減額、その他は増額になったということでございます。

あともう1点、結局、今、説明しましたように、平成27年度の必要額の中に国、県の補助金等も見込んだ額で必要額が減って不足分を算定しております。医療費の高騰とかいろいろ増額になっていく分の、それはただ抑制につながっているというところで御理解いただけないかというふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど課長が1万円と言いましたけど、これは3,400億円投入した暁にはそういう計算になるというぐあいに私は聞いたと思うわけですけど、今回の1,700億円で1万円だとは言っていないと思いますけどね。3,400億円の資金を投入した暁には1万円ぐらゐの支援になるだろうという推計をしているわけです。よろしいですか。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 全員協議会でお聞きしたときに、余剰金が平成26年度2,400万円出てきたという説明がありました。

私がお聞きしたいのは、今回の医療分、介護分、後期高齢者分を合わせて全体で幾らのお金が足りなかったのか。そちらの資料では、議会運営委員会の一番最初の資料に1人当たり税額は平均約2,900円程度の増になると言っているんですよ。これを端的に、いわゆる人数を掛けた分が不足額だというふうに見ていいのかということですね、計算方法として。その金額をこちら側から出してもいけないので、計算方法として一体、お金、幾ら足りなかったから出してきたのですか。2,900円という数が出ていますから、1人当たり2,900円程度の増になるといふ数字が出ているんですよ、そちらのほうからね。とすれば、総額幾らだと見ているのかですね。

質問3回しかないで聞くんですが、これを計算したら800万そこそこなんですよ。確認してくださいね、そちらのほうでね。とすれば、町に出された、この分ですね、議会資料の2ページのところに歳入の内訳あるんですけども、これ、全く県、国からの交付金等で基金繰り入れがゼロになっている。この余剰金の5,000万のうちの800万円入れておけば今回値上げすることなかったのではないかと、計算ですよ。それが一番の疑問なんですよ。なぜ今、引き上げしないといけないのか。

先ほどの植田議員の中で、町長は国保税が町民に対して高いという認識はあるという点でいえば、あらゆる努力を払って引き上げることを避けなければならないのではなかったのか。一般財源から出すことを私たちは求めてきましたが、そのことについてもいろいろ意見の違いのある中で、少なくとも余剰金が5,000万出てるんだから、ここに入れておけば800万のお金以上にあるんですから、引き上げする必要はなかったのではないかと計算式が成り立つのではないかと思うんですが、それについてお答えください。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほど真壁議員のほうから余剰金が5,000万というふうにおっしゃったんですけども、うちのほうの決算の……（「2,400万」と呼ぶ者あり）はい、2,400万の余剰ということになっております。それで皆様にお知らせしました中に雑入として繰越金を2,400万、これを投入しております。投入した上で、なお足りないところが発生するので、引き上げざるを得ないということをお願いしたというように認識しておりますので、よろしく願いいたします。（「そしたら、金額が幾ら足りないのか」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 真壁議員の質問ですけども、国保の説明に使いました運協の資料で見られて、ちょっと通常、前年から27年度は幾ら足りないかという考えには立ってないもので、

幾ら要るからというところをまず推測します。27年度は幾ら要るか。それについて幾ら県や国から収入が入ってくるか、これは今、医療分、後期高齢分、介護分、それぞれについて見込みを立て、県から幾ら、国から幾ら、不足分が幾ら、そこに対して税率を幾らしていくかというふうに御説明したと思います。ですから、26年度が幾らだったけども、27年度は幾ら足りないのかでは計算はしておりませんので、そこの辺の御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの、ごめんなさい、5,000万じゃなくて2,400万がこの歳入の基金ではなくて、雑入に入ってるということは理解しました。

2つ目の問題ですね。先ほど言ったように、これは総務課長が出した資料の中で、国保税の一部改正について、影響、1人当たり税額は年間平均2,900万円程度の増になると書いてあるんですよ。これがあったから全協で聞いたときには、先ほど課長が言ったように、課長たちがそういうふうに計算しているから、だから前年度と比べて差が幾らなのか教えてほしいと言ったんですよ。それが出なかったわけでしょう。だから違う聞き方してるんですよ。あなた方が積み上げた金額、27年度幾ら要るので計算しましたと言ったから、だから前年度と幾ら違ったのかと聞いたんです、こちら。それを医療分、後期高齢者分、介護分、出してくれと言ったんです。そうですね、それ出ますね、出ますよね。課長が健康福祉課から出たら税務課長のほうでは、総額、今年度、税の引き上げを提案してるんですから、1人当たり幾らかということをお認めにならないといけません。1人当たり2,900万というのは事実かということと、総額幾ら足りなかったのか。（「2,900円です」と呼ぶ者あり）2,900円。ごめんなさい、2,900円。それを答えてくれたらいいんですよ。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。今、総額でということがすぐに計算できませんので、それぞれの金額でお許し願ひたいと思いますが、昨年度は、税として必要な額といたしましては、医療費分が1億2,734万円でした。今年度が1億1,615万8,000円になっております。

次に、後期高齢者分でございますが、昨年度が6,209万9,000円、今年度分が7,460万6,000円。

最後に、介護分ですが、昨年度が2,240万2,000円、今年度が2,256万7,000円ということで計算をさせていただいております。以上でございます。（「それでどうですか、今のを計算したら幾らになるんです。次、税務課長、それを計算したら幾ら足りないから引き上

げることになったんですか」「その差を言やええだがな」「そうです。こちらから言ったし、その数字を出してもらえれば」と呼ぶ者あり)

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。それぞれの差額になりますけれども、医療費分が1, 118万2, 000円、それから後期……（「減ですね、それは」と呼ぶ者あり）減です、はい。後期高齢者分がプラスの1, 250万7, 000円、介護分がプラス16万5, 000円というふうになります。以上でございます。（「金額幾らですか。それを計算してふえたものがあるんですよね。その分を今回は足してきてるんです。それで幾ら足りないのか」と呼ぶ者あり）差額が……（「医療と後期、介護と合計して何ぼ足りんだってことを聞かれてる」と呼ぶ者あり）足りない。（「それはそれぞれの差だけん」「ポイントだけんね」「それ、足らん額がなる」「それ、わからんわな」「それ、わからんですよね」「なる。ならな仕方ない」と呼ぶ者あり）足りんと言われると……。

○議長（秦 伊知郎君） 暫時休憩します。

午後2時15分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、答弁を求めます。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどの真壁議員の質問でございますけれども、まず必要な額というのが今年度は税として集めていただかなければならないのが2億1, 333万1, 000円ということが出ております。ただ、これは昨年度と比べまして歳入の額なども違いますし、被保険者の構成もまた違っております。それを単純に1人当たりということで計算した数字の誤差が昨年とことしで2, 872円違っていているということの解釈をしていただけたらと思います。以上です。（「それで幾ら足りなかった」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長です。結局、ことし足りない額というのが2億1, 333万1, 000円でございます。（「違うで」と呼ぶ者あり）これを、この額を税として徴収していくということになります。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員会があるんですけども、何回もお聞きしたのは、本会議場で町長に、今回の国民健康保険税を税金上げるのではなく、もし余剰金、基金がなければ一般会計からでも入れて引き上げるのをやめるべきではないかということを書いたかったわけなんで、そこで数字を確定したかったということなんです。残念ながら、これは委員会でも再度お聞きしたいと思うのですが、町長も含めてこの6月議会の定例の上程案件の文書の中には、これ、議運だけじゃなくて全議員に配られてるんですけども、その中には国民健康保険税条例の一部改正について影響は、1人当たり税額は年間平均2,900円程度の増だと書いてあるわけですよ。いつもの説明では、1人平均2,900円程度増になるということは、これ掛けることのいわゆる国保の人数分ですね、2,600人近くいらっしゃるわけですよ。その分のお金が、要は住民から見たら税額として、全体に割る税額としてふえてきたんだということなんです。だから、私たちが住民に言うには、これだけの金額がふえて1人頭2,900円の増になるんですよということになるわけですね。それを町が確認しておかないと、これだけの増になるということを議員としてもおろそかに言えないから確定したかったわけなんです。それをなかなか私、おっしゃってくださらないというのは、やはり提案する側としては住民に負担させるということについていえば、余りにも私は安易なやり方だと批判しなくてはいけないし、少なくとも年間平均2,900円という数字を出す以上は、これ掛けることの人数分といえば、約810万近くになるわけですね。この金額を町長、約800万ですよ。その金額を例えば以前にも指摘させてもらった国民健康保険税の中でやっている健康管理センターの維持費を、管理費を一般財源で見るとような措置をとりながら、ここだけでも300万近くの一般財源出てるわけですよ、町から。そういうことをする中でいろいろ工夫して、その足りない分を一般財源から入れて今回の値上げをすべきではないのではないか。800万ではないかということですよ。そのお金はやはり今回の公共料金が高いで苦しい、特に国保税は高いということを考えたら、引き上げるべきではないということについて町長の見解をお伺いしておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。町長としましても国保税に限らず、公共料金はできるだけ安いがいいと思っておりますし、国保についてはとりわけ相対的に高い感じがあるということが言われておまして、できたら抑えたいという気持ちはいっぱいあります。ただ、先ほど植田議員にもお話ししましたように、医療費は日南町に次いで2番目に県下で高い、保険税は下から6番目だというような現状で来ておまして、昨年4月に消費税が増税になっております。

去年は、引き上げはしなかったということでございます。来年はまた増税の予定があるわけでありまして、やっぱり適正な保険料水準というのは一定程度頑張っておきませんと、今度県下一本になったときにさらに大きな差が出て困るようになるのではないかと。県一本になりますと標準的な税率というのを示されるようになっております。ちょっと頑張れば手が届くというぐらいならいいんですけども、物すごく頑張らんと、もうとにかく手が届かんというようなことになれば、結局、そこで将来的な人に課題を先送りするだけでありまして、今回気持ちの中では大変つらいわけですけども、一定の医療費水準に似合った保険料の保険税の維持をしたいということで、このたびの改定の条例を提案させていただいているわけでございます。ひとつよろしく願います。

先ほど申し上げた県の標準の場合ですけども、間違いなく南部町は今よりも相当高い標準税率になるのではないかと考えておりまして、全く手が届かんようなことに国保の状況をしていてもいけん、それはその時々々の為政者の責任ではないかというように思うわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ありませんので、次に行きたいと思ひます。

議案第49号、平成27年度南部町一般会計補正予算（第2号）、質疑ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この補正予算の事業別説明資料で質問しますので、よろしく願ひします。

初めに、3ページですけども、固定資産台帳の整備という……。

○議長（秦 伊知郎君） 植田議員、総括的な質疑にさせていただきますようによろしく願ひいたします。

○議員（5番 植田 均君） はい。今回、固定資産台帳の整備が提案されておりますが、今回の予算の内容は全額委託料で210万6,000円、これが追加調査費用を補正するということですが、町の公有財産の資産を評価するということではないかと思うんですが、これが委託でやらなければならない理由について説明をしていただきたいと思ひます。

それから、5ページの南部町イメージ戦略事業ですが、今回補正になっているのは委託料の増ですが、197万6,000円。これがイメージ戦略として追加となっておりますが、100人委員会の報告に係るワークショップの追加分、これが40万。それから、100人委員会の報告

に係るまとめの追加分で30万などなど。それから、まとめの追加分としてまた60万のようなことで、このイメージ戦略を委託するのはハーズデザイン研究所代表の村田智明さんという方に委託するようですけれども、わからないのは100人委員会にかかわるワークショップの関係の委託ですけれども、これというのはイメージ戦略とどういにかかわりになっているのでしょうか。それで、単価の設定も20万掛ける2日で40万とか、15万掛ける2日で30万とか、これの単価の適正の根拠について説明をしていただきたいと思います。

それから、8ページの26年度臨時福祉給付金の実績で返還が生じたということですが、この事業が臨時福祉給付金の対象者数が2,511人で、申請があったのが2,319人で、192人の方が申請されなかったということによって233万5,000円を返還することになっているわけですが、これ、国がせっかく給付金として財源措置をしたものを申請がなかったために返還ということですが、担当課としては努力されたと思うんですけども、192人の申請がなかったこの理由についてどのように把握しておられますでしょうか。（「総括じゃないですね」「総括じゃないで、それ」と呼ぶ者あり）何ですか。（発言する者あり）続けます。議長が言われないのに黙ってってください。静かにお願いします。

次に、10ページです。（「議長」「続けてやれ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 植田議員、総括的な質疑ではないように思います。詳細な質疑は予算決算常任委員会のほうでよろしくお願いたします。町長に……。

○議員（5番 植田 均君） 静かにお願いします。

次に、10ページです。これ、個人番号カードの交付にかかわる補正で564万7,000円ですけれども、今の年金機構から個人情報漏えいしたという問題で、この個人番号カードを今後どうなるかというのが、今、流動的だと、国会の審議でもこの問題について十分これから審議されると思っていますが、町の対応としては今回予算を提案しておられますけれども、実際に10月ですね、これ、発行予定でしたっけ、10月からですね。事務を開始するという事になっておりますが、これを仮にシステムなどをつくってこの予算を執行したとした場合に、また国が個人番号制についてどうなるか、国会の議論を十分見て予算を執行する必要があると思うんですけども、10月から交付事務ということで、もうすぐ開始していいのかということについて判断をどうされるのかお聞きいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 忠告しても質問がとまりませんでしたので、答弁のほうは委員会で答えるというふうに言っていたら結構です。（発言する者あり）

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。固定資産台帳の関係で御質問いただきました。評価を委託しなくちゃいけないかという御質問だったと思いますが、これは評価を決めるものではないので、そのあたりは御理解いただきたいと思います。これは現在、財産台帳のほうを持っておるわけでございますけども、今回、公会計等に使う場合に固定資産台帳ということではいろいろな追加事項等がございます。その追加事項のほうを整理していく、そのための指導を受けるような格好のものだと考えていただければと思います。評価につきましては、当然、現在の普通の土地については入っておりますし、建物についても取得価格とかそういうところから差し引いてきますので、今回のこの委託によって評価を決めるということではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほどの質問の中で、個人番号カードの業務のことでの御質問がございました。確かに年金機構の情報漏えいの問題がっておりますが、個人番号を全員に付番とする行為自体は変わるものではないと聞いておりますし、それからこの10月からの業務というのは発行業務ではなく、発行するための申請を受け付ける業務ということになっておりますので、これは粛々と進めていけるものだと思っております。

10月から開始してよいのかということですが、年金機構と個人番号との関連の問題はあるかもしれませんが、南部町の業務としては特に支障はないように聞いております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。イメージ戦略事業につきまして2点御質問をいただきました。

1点目の100人委員会の中間取りまとめとの関係ということではございますけれども、100人委員会のほうで総合戦略の策定に向けた提案を今、検討していただいておりますけれども、片や一方で、このイメージ戦略で町の観光・イベント・ものづくりといった観点での戦略づくりをしております、あちらはあちら、こちらはこちらということで別々に策定するのではなくて、イメージ戦略の視点で中間取りまとめが出た段階で検討を加えるべきではないかというような御意見がイメージ戦略会議、最初の会議のときに出てまいりましたので、そういうイメージ戦略という視点で検討を加えるという工程を1つ加えたということではございます。

それから、単価の適正の根拠ということではございますけれども、こういう知的創造活動への単価が、どれが適正かというのはなかなか明確にはわかりにくいところはあるんですけれども、ほかの例等も参考にいたしまして、大体1日当たり10万ないし20万くらいの単価が適正という

ことで判断をしておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 8ページの臨時給付金の件について御説明いたします。未申請者が192人最終的に出たということでございますけども、再三申請書を送付いたしまして、延べ9回にわたって出していただくような格好で対応をしておりましたけども、最終的に192人残ったということで、その明細については、ちょっと把握はしておりません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） きょうの全協でお示ししてくださった鳥取県の第3子保育料無償化制度に伴って今回予算措置がされているわけです。そこで町長にお聞きするんですけども、今回、全員協議会等で聞いた中で、県の第3子以降無条件で無償化って大変いい制度だと思うんですよ。と同時に、県がとっていたこれまでのいわゆる振りかえ制度が27年度で次年度以降どうなるかわからないというときに、28年度以降、もしかすると負担増になる、子供の構成で、世帯も出てくる可能性というのがあるわけですね。少なくともいい制度に向かっているのですから、無償化制度を生かすためにも今後、この制度によって負担増になることのないように、例えば県がしていた振りかえの制度を維持していく努力をされるべきではないか。私は、町独自でもすべきではないかと思うのですが、県への働きかけ等について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。振りかえ制度を今年度については行い、来年度からはやめるといふぐあいに伺っておりまして、その結果、負担がふえる人が出るわけでございます。これはいわゆる南部町だけ該当するわけでもないようでございます。いろんな町でいろんな施策を行っているようですから、そういうところとちょっと相談もしてみたいけんと思っております。ただ、ここでどの程度の影響があるのかというようなことがまだ全く手元にわかりませんので、ここで断言はちょっとできません。もうちょっと影響額やいろいろ総合的に判断して、よその町の動きやそういうことを見て総合的に判断をしたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） どういうふうに言ってほしいかといいますと、結局、第3子以降無償化といっても半分町が出しますよね。小学校の少人数学級も半分町が負担しているということあるわけですね。そういう点でいえば、よその町村と連携として県の支援増を求めていく。そういう答弁していただければ、委員会、非常にスムーズにいくんですけども、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、答弁ありますか。（発言する者あり）

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） そういうことで頑張ってみたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） ちょっと聞き漏らしましたので、再度お願いします。28ページの図書館施設管理等運営事業ですけども、今回、図書館システムの機器とソフトの購入に当たって、リース契約を担当課（図書館）、図書館が契約を結ぶという、当事者が図書館ということなんですが、これまで教育委員会が契約していたのではないかと思うんですけど、こういう契約は図書館がするように新たになったのかということなんです。もし、図書館がこういう予算について権限を持つようになるとすれば、例えば人事に関して図書館が予算立てからそういうことについても可能なんではないかということをお聞きいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。図書館のリースの関係は、以前は教育委員会が主管でやっていたんじゃないかということですが、あくまでもこれは支払い、前年度にシステムを導入をいたして、5年間の長期継続契約でリース料のほうを払っていくということですので、図書館のほうで支払いのほうをするようにしております。

それから、人事でしたっけ……。もう1点、人事の……。もう1回少しお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 三遍目です。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） こういう予算を執行する立場に図書館がもしなるならば、図書館の人事とか給与の予算を立てるとか、そういうことも可能なのかということをお聞いている。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。全然、その辺は切り離して考えていただければと思いますので。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） それでは、質疑は終了いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

15日は、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。それでは、終わりにいたします。

午後3時06分散会
